

令和4年第8回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和4年7月20日
2. 開催日時 令和4年7月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

- 1番 堤 透委員  
2番 高田 里美委員  
3番 古川 正敏委員  
4番 廣瀬 普委員  
5番 森 隆委員  
7番 林 鉄雄委員  
8番 岩田 好博委員  
9番 北村 一也委員  
10番 酒井 健詞委員  
11番 青木千恵子委員  
13番 岩田 重雄委員  
14番 松野 光彦委員

6. 欠席委員

- 6番 浅野 隆士委員  
12番 高田 住代委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- 事務局長 桑原 秀幸  
書記 玉置 公司  
書記 杉原 昌実  
書記 梅田 莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

## 10. 審議の経過

(午後1時30分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。なお、本日の会議には農地利用最適化推進委員の武藤誠委員が参加されております。決議には参加いたしません。ご意見を述べていただくことは可能ですのでその際は挙手の上、よろしくお願いいたします。それでは、定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第8回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番北村一也委員、10番酒井健詞委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和4年6月13日から令和4年7月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第12号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。  
(事務局報告)
- 議 長 ただいま事務局から報告がありました、報告第12号、報告第13号について、質疑等ありませんか。
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第26号番号1について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 特に問題はありませんので、よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第27号番号1について、森隆委員ご意見ありますか。
- 森委員 特に問題ありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第27号番号2について、北村委員ご意見ありますか。
- 北村委員 五六川に面していますので、河川法の許可が必要になってくると思うのですが、その件はどのようになっていますか。
- 事務局 農転の県許可が下りるときに、河川法と同時許可になると見込まれますので、土木事務所にも速やかに相談するように案内しております。
- 北村委員 立地も白地であり、工場に囲まれていますので問題はないと思われれます。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。
- 議 長 再開は13時55分とします。  
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第26号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願い致します。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第26号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第27号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 この場所は市街化調整区域ですが、一般個人住宅と記載されているのですが、問題はありませんか。市街化調整区域であれば、単純に一般個人住宅ということでは建築は認められないのでしょうか。

○事務局 転用目的は農地法としては一般個人住宅ですが、農業従事者証明を用いて、建築基準法として農家住宅を建築されると認識しております。そのような調整区域の特性を踏まえて、今後は建築基準法等の見込みを備考欄に記載するようにします。

○議 長 他に質疑、ご意見はございますか。

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第27号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案について議題とします。  
議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。  
(農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議 長 議案第28号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 参考にお聞きしたいのですが、小さい面積でも問題はないのでしょうか。  
また、地区によって賃料の違いはあるのですか。
- 事務局 面積要件はないと考えております。賃料は、一律なものはないと認識しています。担い手によって異なりますが、貸し手と借り手が互いに農地中間管理機構を通して合意したものと考えております。
- 酒井委員 私の地区は大規模な農地は少なく、小さな農地が多いのですが、どのような場合で借りてくれるのか教えていただきたいです。
- 事務局 地域ごとの担い手によって借りる農地に差があると認識しています。担い手ごとの集積計画を策定しなければならない話が国より示されており、策定作業で担い手の実情が明確になると予想しております。
- 松野委員 借りている農地周辺の道路や畦畔の管理はどなたが行っているのですか。管理に関しての委託契約はないのですか。受託者によって管理方法が異なるのではなく、統一したほうが良いと考えています。
- 事務局 畦畔管理については強制できないため、市としては要望にとどまっています。貸し手である農地の所有者が管理するケースもあれば、担い手が管理するケースもあり、各々の契約によって管理方法は変わると思われます。利用権の届出時に、事前に管理内容について確認することなどが現状でとれる方法ではないかと考えております。

- 廣瀬委員 担い手の会社経営者より、中干しの時期で十分な水がないにも関わらず、現在田植えを行っていると聞きました。それでは稲が育たないと告げたところですが、知識が不足している状態で経営されている模様で、水稻についてわからないことがあれば聞いてほしいと考えています。
- 議 長 他に質疑、ご意見はございませんか。
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。  
議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第8回総会を閉会いたします。